

評価委員会の設置について（案）

1 法的位置づけ（地方独立行政法人法第 11 条）

設立団体（県）に、地方独立行政法人に関する事務を処理させるため、執行機関（知事）の附属機関として、評価委員会を置く。

評価委員会の組織及び委員その他の職員その他評価委員会に関し必要な事項については、条例で定める。

* 附属機関：知事の行政執行の前提として必要な審査、諮問、又は調査等を行うことを職務とする機関（地方自治法第 138 条の 4 第 3 項）

2 評価委員会の設置形態及び委員等

（1）設置形態

県の附属機関として、法第 11 条による「評価委員会」を設置
具体的な組織形態については、今後調整

（2）評価委員会の業務内容（別添資料を参照）

ア 地方独立行政法人の業務の実績に関する評価
イ その他、法律又は条例によりその権限に属させられた事項

（3）評価委員会の委員構成、人数 今後調整

（4）委員の任期 2 年（再任可） 公立大学法人評価委員会に同じ。

（5）臨時委員の設置

特別の事項を調査審議させるために、知事が必要に応じて任命

3 先行団体（工業系の試験研究を行う地方独立行政法人）の状況

委員数（公立大学法人と一本化しているところは該当部分のみ）

	学識経験者		企業	マス コミ	公 認 会計士	そ の 他	計
	大学	その他					
東京都	2	0		1	1	1（商工会議所）	5
岩手県	1	2	1		1	2（村教育長、NPO）	7
鳥取県	2	1	2				5
大阪市	3		2		1	1（弁理士）	7

委員の任期 先行 4 団体での委員の任期はすべて 2 年。